

## 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱の運用基準

米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成26年4月1日施行）の運用基準について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 第3条関係

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは、別途行うものとする。

#### 2 第4条第2項関係

- (1) 有資格業者が別表各項の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、この規定に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第5条各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこと。

#### 3 第5条関係

- (1) 第1号に該当することとなった場合において、第2号又は第3号に規定する事由があるときは、市長の判断により第1号に定める期間に加重を行うこと。
- (2) 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- (3) 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (4) 「公共機関の職員」（第3号並びに別表第2第2項及び第3項関係）とは、刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。

さらに、私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

#### 4 第8条関係

第2項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各項の措置要件に該当したために行うものではないので、第2項の規定に基づく指名停止については、短期加重措置の対象とはしないものとする。

#### 5 別表第1関係

- (1) 市工事等における過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（第2項関係）とは、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合又は当該施工の程度が著しく劣り、当該工事の検査員から施工報告書（別記様式）が提出された場合とする。
- (2) 一般工事等における過失による粗雑工事（第3項関係）について、かしが重大であると認められるのは、原則として、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合とする。

(3) 市工事等及び一般工事等のいずれの場合においても、次の場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

ア 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転等により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理していたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(4) 市工事等における事故（第5項及び第7項関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

なお、当該事故により生じた死亡者又は負傷者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第2号に規定する「労働者」に該当しないためイの逮捕等が行われない場合にあつては、アにより安全管理の措置が不適切であると認定するものとする。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(5) 一般工事等における事故（第6項及び第8項関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

## 6 別表2関係

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条に違反した場合（第4項から第6項まで関係）については、次のいずれかの事実を知った後、速やかに、指名停止を行うものとする。

ア 排除勧告に対する事業者の応諾がなされたこと、又は事業者が応諾を拒否した場合において、審判手続が開始された違反があった旨の審決が出たこと。

イ 排除勧告を経ないで課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求の期限までに当該請求がなされないこと、又は事業者が当該請求をした場合において、審判手続が開始され納付すべき旨の審決が出たこと。

ウ 刑事告発がなされたこと。

(2) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第4項から第6項まで関係）については、課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求の期限までに当該請求がなされないこと、又は事業者が当該請求をした場合において、審判手続が開始され納付すべき旨の審決が出たことを知った後、速やかに、指名停止措置を行うものとする。

(3) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（第4項から第6項まで関係）において、公正取引委員会の排除勧告又は課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審判の結果、独占禁止法に違反すると判断された事業者に対しては、当該審決に至る経緯、内容等を勘案した上で、市長の判断により第4条及び第5条並びに別表第1及び別表第2に定める指名停止の期間に比し、指名停止の期間を加重して運用することができるものとする。

(4) 「業務」（第4項及び第11項関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

(5) 「密接な交際」（第9項関係）とは、友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊（交友関係にあると認められる場合は、年1回の会食等を共にするだけのものを含む。）をすること、又は自らが主催するパーティその他の会合に暴力団員を招待し、又は暴力団

員が参加するパーティその他の会合に招待され同席することをいうものとする。

(6) 不正又は不誠実な行為（第12項関係）に係る具体的な運用基準は、次表のとおりとする。

| 措置要件  | 期間   |
|---|--|
| <p>1 市工事等及び市以外の県内の公共機関の建設工事等の契約及び履行に関し、次の行為が認められたとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。</p> <p>(2) 落札者が契約を締結することを妨げたとき。</p> <p>(3) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>(4) 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。</p> <p>(5) 建設工事等の監督又は検査若しくは施工に関し、公共機関の職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>(6) 市が発注する建設工事において、暴力団員から不当介入（当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、不当な手段（暴力、脅迫その他社会的常識を逸脱した手段をいう。）により違法又は不適正な行為を要求し、又は工事の進ちょくの障害となる行為をすることをいう。）を受けながら市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上1年以内</p> <p>1か月以上1年以内</p> <p>1か月以上1年以内</p> <p>1か月以上1年以内</p> <p>1か月以上1年以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> |
| <p>2 有資格業者が、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の建築関係法令に違反し、その違反が悪質であると認められるとき。</p>   | <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p>  |
| <p>3 市工事等又は一般工事等（市内）の施工に関し、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法その他の労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）に違反する行為（別表第1第5項から第8項までに掲げる行為を除く。）を行い、送検されたとき、又は行政処分を受けたとき。</p>   | <p>送検又は処分を知った日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p>   |
| <p>4 建設工事等の契約又は施工に関し、法及び労働関係法令を除く法令に違反し、公訴を提起されたとき。</p>   | <p>公訴を知った日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p>   |
| <p>5 指名停止の期間中の有資格業者を下請負人として従事させたとき。</p>   | <p>その事実を確認した日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p>  |
| <p>6 有資格業者が、贈賄を行った事実は明確であるが、贈賄罪について、公訴時効が成立しているとき。</p>  | <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p>  |
| <p>7 有資格業者が、暴力行為等を行い社会的信用を失墜させたとき。</p>  | <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p>  |

(平成26年4月1日施行)

別記様式

# 施 工 報 告 書

年 月 日

米子市長 様

検査員氏名 \_\_\_\_\_

下記の建設工事等の施工に当たり、当該施工の程度が著しく劣り、特段留意すべきものと考えますので報告します。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 工事名（業務名）  |  |
| 請負業者名     |  |
| 請負金額      |  |
| 工 期       |  |
| 工事成績評定点数  |  |
| 施 工 の 状 況 |  |